

## 保険契約規定新旧対照表

(変更された条文のみ記載)

現行	改定案
<p><b>第2条 (告知及び通知義務)</b></p> <p>1 組合員は、保険契約申込書又はそれに準ずるものの記載にあたっては、保険契約に係る重要な事項について、事実の告知をしなければならない。組合は、保険契約に係る重要な事項に関し不告知又は不実の告知があった場合は、組合員との保険契約の引受拒否又は解除をすることができる。この場合の解除は、保険契約成立の日に遡って効力を生じる。</p> <p>2 組合員は、保険契約申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面により組合に通知しなければならない。</p> <p>もし、組合員が、前記記載事項の重要なものに変更があったにもかかわらず、その通知を怠ったときは、組合は、その損害のてん補を拒否し、又はてん補額を減額することができる。</p> <p>また、前記記載事項の変更により危険増加が生じた場合で、組合員が故意又は重大な過失により遅滞なく通知をしなかった場合、組合は、保険契約を当該変更日に遡って解除することができる。なお、危険増加とは、トン数又は船種等の前記記載事項の重要なものの変更により、これらの事項についての危険が高くなり、保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する場合をいい、危険とは、保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性をいう。</p> <p>3 組合員は、加入船舶につき他の保険者との間で同種の保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。</p>	<p><b>第2条 (告知及び通知義務)</b></p> <p>1 変更なし</p> <p>2 変更なし</p> <p>3 組合員は、加入船舶につき他の保険者との間で同種の保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を<u>書面により</u>組合に通知しなければならない。</p>
<p><b>第10条 (保険契約の継続)</b></p> <p>保険期間の満了に際し、次に掲げる理由により保険契約が終了したものを除き、保険契約承諾証記載事項の変更につき書面による組合への通知がなされなかったときは、保険契約は、翌保険期間へ継続されるものとする。</p> <p>(1) 定款第13条 (脱退) の規定による組合員の脱退。</p> <p>(2) 第2条 (告知及び通知義務) 第1項、第8条 (保険料の払込みを延滞した組合員に対する措置) 第2項第3号又は第17条 (堪航性等の確保) 第2項の規定による保険契約の解除又は解約。</p> <p>(3) 第11条 (保険契約の解約又は解除) の規定による保険契約の解約。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、組合が保険契約の継続を拒否することにつき正当な理由があると判断し、保険期間の満了する1か月前までの予告によりその旨を組合員に通知したもの。</p> <p>(5) 組合員が保険期間の満了する1か月前までに保険契約を継続しない旨を組合に通知したものの。</p>	<p><b>第10条 (保険契約の継続)</b></p> <p>保険期間の満了に際し、次に掲げる理由により保険契約が終了したものを除き、保険契約承諾証記載事項の変更につき書面による組合への通知がなされなかったときは、保険契約は、翌保険期間へ継続されるものとする。</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 組合員が保険期間の満了する1か月前までに保険契約を継続しない旨を<u>書面により</u>組合に通知したもの。</p>

<p><b>第11条（保険契約の解約又は解除）</b></p> <p>1 組合員は、次に掲げる場合に限り、保険契約を解約することができる。</p> <p>(1) 加入船舶の譲渡により所有権を喪失したとき。</p> <p>(2) 加入船舶の運航管理を行う者が変更されたとき。</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の事由により被保険利益を喪失したとき。</p> <p>2 前項第1号から第3号までの事由による解約については、組合員は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。</p> <p>3 組合は、保険契約規定の他の条項に規定する場合のほか、次に掲げる事由がある場合には、保険契約を解除することができる。また、組合は、本項の規定に従って保険契約を解除した場合には、次に掲げる事由が生じた時から解除した時まで発生した保険事故による損害及び費用をてん補する責任を負わない。</p> <p>(1) 組合員が、組合に当該保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。</p> <p>(2) 組合員が、当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。</p> <p>(3) 組合員の行為によって、各国の法令、施行令等に基づき、監督官庁その他の政府又は公の機関が、組合に対してその業務に重大な影響を及ぼす制裁、禁止、制限等の措置を課したとき、又は組合がそのおそれがあると判断するとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、組合の当該組合員に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする重大事由があったとき。</p>	<p><b>第11条（保険契約の解約又は解除）</b></p> <p>1 変更なし</p> <p>2 前項第1号から第3号までの事由による解約については、組合員は、遅滞なく、その旨を<b>書面により</b>組合に通知しなければならない。</p> <p>3 変更なし</p>
<p><b>第16条（船級等の保持及び法令の遵守）</b></p> <p>1 組合員は、加入船舶の船級又は資格の保持及び法令の遵守に関し、組合との別段の合意がない限り、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 組合が認めた船級協会若しくはこれと同等の機関（以下「船級協会等」という。）による船級又は資格を取得し、常にこれを保持すること。</p> <p>(2) 船級協会等が修理等を勧告すると予測される状況に至ったときは、ただちにその旨を当該船級協会等に通知すること。</p> <p>(3) 船級協会等の勧告又は指示に従うこと。</p> <p>(4) 船級又は資格の保持に関し、組合が必要と認めた場合、船級協会等に対し組合が直接照会を行うことに協力すること。</p> <p>(5) 船級協会等が変更されたときは、組合に通知すること。</p> <p>(6) 構造、属具、備品、人員配乗、運航及び管理に関する船籍国の法令の下で要求されるすべての条件を満たすこと、及びこれらの法令、国際安全管理 (ISM) コード並びに船舶及び港湾の国際保安 (ISPS) コードに基づいて船籍国が発行する有効な証書を常に保持すること。</p>	<p><b>第16条（船級等の保持及び法令の遵守）</b></p> <p>1 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 船級協会等が変更されたときは、組合に<b>書面により</b>通知すること。</p> <p>(6) 変更なし</p>

<p>2 組合員が前項の要件を満たさなかったときは、組合は、てん補を拒否し、又はてん補額を減額することができる。</p>	<p>2 変更なし</p>
<p><b>第19条（船員に関する責任及び費用）</b></p> <p>1 組合は、加入船舶の船員（加入船舶の定員として就業規則又は雇用契約等により雇用される者及び組合が船員と認めた定員外の者。以下同じ。）に関し、組合員が負う次の各号に掲げる責任及び費用をてん補する。</p> <p>(1)（死傷等に関する責任及び費用）</p> <p>船員の死亡、行方不明及び傷病（以下「死傷等」という。）に関する次に掲げる責任及び費用。</p> <p>イ 船員の人命救助費及び遺骸捜索費。ただし、船舶保険、荷主又はその他の者から回収できないものに限る。</p> <p>ロ 船員の死傷等に関し法令又はあらかじめ組合の承認を得た労働協約、就業規則若しくは雇用契約等（以下「契約等」という。）により負担した責任</p> <p>ハ 船員の遺骸、遺骨又は遺品を遺族に引き渡すために要した費用</p> <p>ニ 船員が職務上の事由により死亡し、社葬等葬儀を行うために要した費用</p> <p>(2)（失業手当）</p> <p>加入船舶が海難により、全損となるか又は全く運航に堪えなくなったため、組合員が法令又は契約等により失業中の船員に支払った賃金又は手当</p> <p>(3)（所持品の損害補償金）</p> <p>加入船舶の海難により船員の所持品に損害を生じ、法令又は契約等に基づき支払われた所持品喪失手当若しくは補償金で組合が認めた額</p> <p>(4)（代人派遣費用）</p> <p>船員が死傷等又はその他の事由で組合の認めるものにより乗船できなくなったために要した代人の派遣費用</p> <p>(5)（離路費用）</p> <p>船員の死傷等、船員のストライキ又はその他の事由で組合の認めるものにより、その船員を上陸させ又はその代人を乗り組ませる必要を生じたため、加入船舶が離路することにより生じた余分の燃料費、保険料、船員の賃金、消耗品費、食料費及び港費</p> <p>(6)（送還費用）</p> <p>船員を送還するために要した費用で次に掲げるもの</p> <p>イ 船員が傷病、加入船舶の海難又はその他の事由で組合の認めるものにより乗船できなくなった場合に生じたもの</p> <p>ロ 2006年の海上の労働に関する条約又はこれに基づく締約国における国内法令の下で負担すべきもの（ただし、別に組合が通知する組合保有額の金額を限度とする）。なお、保険契約規定第8条第2項第3号及び同第</p>	<p><b>第19条（船員に関する責任及び費用）</b></p> <p>1 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p> <p>(6)（送還費用）</p> <p>船員を送還するために要した費用で次に掲げるもの</p> <p>イ 変更なし</p> <p>ロ 2006年の海上の労働に関する条約（<u>MLC条約</u>）又はこれに基づく締約国における国内法令の下で負担すべきもの <u>以下、削除</u></p>

11条の規定に関わらず、組合はその裁量により、組合員へ保険契約の解約又は解除を通知した後、3か月が経過するまでの間（ただし、保険期間を超えないものとする。）、本号ロに基づくてん補に係る保険契約の規定のみ有効に存続させ、本号ロに規定する費用をてん補することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。

(a)第11条第1項第1号により保険契約が解約された場合

(b)第11条第3項第3号により保険契約が解約された場合

(7) (船員の不帰船に伴う費用)

船員の脱船、ストライキ又はその他の事由で組合の認めるものにより、当該船員が加入船舶に乗船せず陸上に留まった場合、その船員に関し生じた費用のうち、組合員が法令に基づき負担した費用で、その船員より回収できない部分

(8) (船員の未払い賃金)

船員に対して支払うべき賃金のうち、2006年の海上の労働に関する条約又はこれに基づく締約国における国内法令により金銭上の保証が求められる部分 (ただし、そのてん補に際しては別途定めるものとする。)

2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。

(1) 法令により船員が死亡、傷害及び疾病に関する費用を担保する保険への加入を義務づけられている場合、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分

(2) 組合の事前の承認のない契約等により加重された責任及び費用

(3) 次に掲げる事由により生じたもの

イ 契約等の規定又は当事者の合意による船員の乗船期間の終了

ロ 組合員による契約等の違反

ハ 加入船舶の売却その他組合員の都合

ただし、前項第6号ロに規定する送還費用については、本条第4項に基づき組合員を代理して船員又はその被扶養者に対して支払うことができるものとする。

3 船客と船員との複合損害に関しててん補される金額の総額は、保険契約承諾証に記載された保険金額又は別途船客と船員との複合損害につき国際P&Iグループのプール協定による制限金額の定めがある場合はその金額のいずれか低い額を限度とする。

4 組合員が、以下に掲げる責任及び費用に関する損害賠償金、補償金又は費用（以下「賠償金等」という）に関し、法律上の支払義務を履行しない場合、組合は、組合員を代理して、当該船員又はその被扶養者に対し、次の各号の条件に従って賠償金等を直接支払うことができる。

イ 本条第1項第1号

ロ 本条第1項第6号ロ

(1) 当該船員又はその被扶養者が、他の第三者に対する請求可能な権利を有さず、本項の補償な

(7)変更なし

(8) (船員の未払い賃金)

船員に対して支払うべき賃金のうち、2006年の海上の労働に関する条約 **(MLC条約)** 又はこれに基づく締約国における国内法令により金銭上の保証が求められる部分 **以下、削除**

2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。

(1) 変更なし

(2) 変更なし

(3) 次に掲げる事由により生じたもの

イ 契約等の規定又は当事者の合意による船員の乗船期間の終了

ロ 組合員による契約等の違反

ハ 加入船舶の売却その他組合員の都合

**以下、削除**

3 変更なし

4 組合員が、本条第1項第1号に掲げる責任及び費用に関する損害賠償金、補償金又は費用（以下「賠償金等」という）に関し、法律上の支払義務を履行しない場合、組合は、組合員を代理して、当該船員又はその被扶養者に対し、次の各号の条件に従って賠償金等を直接支払うことができる。

**以下、削除**

(1) 変更なし

<p>くしては他に賠償金を確保する方途がない場合に限る。</p> <p>(2) 本項第3号の規定を条件として、組合が支払う金額は、如何なる場合でも組合員が保険契約規定及び保険契約承諾証に記載される加入条件に従って組合からてん補を受けることが可能な金額を超えないものとする。</p> <p>(3) 第8条第2項第3号に基づき組合が、保険料の払込みを延滞したことを理由として、保険契約を解除又は解約した場合でも、組合は、当該船員又はその被扶養者に対して、解除又は解約の抗弁を主張しないものとして、当該解除又は解約の効力が生じた日以前に発生した賠償金等に限る。組合員を代理して支払うことができる。この場合、組合員は当該支払額の全額を組合に弁済する責任を負う。</p> <p>(4) 第18条にかかわらず、組合員が当該賠償金等の支払いを行っていない場合であっても、組合は、船員又はその被扶養者に対し、賠償金等を直接支払うことができる。</p> <p><u>(5) 本項で定める賠償金等のうち、組合が口の費用を支払った場合、組合員は当該支払額の全額を組合に弁済する責任を負う。</u></p>	<p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 削除</p>
<p><b>第25条（汚濁に関する責任及び費用）</b></p> <p>1 組合は、積荷油、燃料油及びその他汚濁物質の流出、排出又はそれらの防止について組合員が負う次に掲げる責任及び費用をてん補する。ただし、<u>1994年</u>ヨーク・アントワープ規則の下で共同海損として認容される費用は、組合があらかじめ承認した場合を除き、てん補しない。また、加入船舶によりその積荷、燃料若しくは備品として過去に輸送されたものか否かを問わず、汚濁危険のある若しくはその可能性のある物質、産出品、生産物及び廃棄物の投棄場所、保管場所又は廃棄施設における流出、排出、それらのおそれ又はそれらの存在により生じた損害に関する責任及び費用は、組合が承認した場合を除き、てん補しない。</p> <p>(1) (第三者に生じた損害に関する責任) 汚濁により第三者に生じた損害に関する責任</p> <p>(2) (清掃費用等) 流出・排出に伴う汚濁損害を防止、軽減するために要した清掃等の費用及びこれらの措置を講じた結果生じた損害に関する責任</p> <p>(3) (汚濁防止費用) 切迫した汚濁のおそれを防止、軽減するために要した費用</p> <p>(4) (油濁責任に関する協定による責任) 組合があらかじめ承認した油濁責任に関する協定の当事者として組合員が負担する責任及び費用</p> <p>(5) (政府の命令による措置費用) 政府又は官憲の命令又は指示により、組合員が汚濁を防止又は軽減するために講じた措置に要した費用。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p><b>第25条（汚濁に関する責任及び費用）</b></p> <p>1 組合は、積荷油、燃料油及びその他汚濁物質の流出、排出又はそれらの防止について組合員が負う次に掲げる責任及び費用をてん補する。ただし、<u>1974年</u>、<u>1994年</u>又は<u>2016年</u>ヨーク・アントワープ規則の下で共同海損として認容される費用は、組合があらかじめ承認した場合を除き、てん補しない。また、加入船舶によりその積荷、燃料若しくは備品として過去に輸送されたものか否かを問わず、汚濁危険のある若しくはその可能性のある物質、産出品、生産物及び廃棄物の投棄場所、保管場所又は廃棄施設における流出、排出、それらのおそれ又はそれらの存在により生じた損害に関する責任及び費用は、組合が承認した場合を除き、てん補しない。</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p>

<p>イ 加入船舶の通常の運航、救助又は修理に伴う命令又は指示に従った結果生じたもの</p> <p>ロ 加入船舶の船舶保険のてん補の対象となるもの</p> <p>(6) (救助契約等による責任)</p> <p>加入船舶の海難救助に関し、ロイズ海難救助契約標準書式に定められたSCOPIC条項 (Special Compensation P&amp;I Clubs Clause) に基づく報酬及び組合が認める同種の特約に基づく報酬並びに1989年海難救助条約第14条又は組合が認めた救助契約に基づき環境損害を防止又は軽減するためにとられた措置につき組合員が負担した特別補償</p> <p>2 油濁損害に関しててん補される金額の総額は、保険契約承諾証に記載された保険金額又は別途油濁損害につき国際P&amp;Iグループのプール協定による制限金額の定めがある場合はその金額のいずれか低い額を限度とする。</p>	<p>(6) 変更なし</p> <p>2 変更なし</p>
<p><b>第29条 (積荷に関する責任及び費用)</b></p> <p>1 組合は、加入船舶の積荷 (加入船舶に船積み予定のもの又は加入船舶から荷揚げされたものを含む。) の船積み、荷扱い、積付、運送、保管、荷揚げ又は引渡しについての運送契約上の義務違反及びこれに準ずる事由で組合の認めるものにより組合員が負う次に掲げる責任及び費用をてん補する。また、組合員自身の積荷の損害で他の保険により回収できないものは、これを第三者の所有物とみなして、てん補する。</p> <p>(1) 積荷に生じた損害に関する責任。ただし、通し運送契約による場合は第4号の規定による。</p> <p>(2) 損害を被った積荷の荷揚げ、処分又は再積付に要した費用のうち、通常生ずべき費用を超える部分で荷主又はその他の者から回収不能となった額。</p> <p>(3) 海難により加入船舶の安全な航海の継続に支障が生じたため、積荷の荷揚げ、処分又は再積付を行いそれに要した費用のうち、荷主又はその他の者から回収不能となった額。ただし、共同海損費用の一部となる場合を除く。</p> <p>(4) 加入船舶及びこれに接続する陸上、水上又は空路の輸送手段による通し運送契約に基づき運送された積荷の損害に対する責任。ただし、あらかじめ当該通し運送契約につき組合の承認を受けなければならない。</p> <p>(5) 荷受人が受取りを拒否した積荷又は受取りに現われなかった積荷の荷揚げ、保管及び処分に要した費用のうち、通常生ずべき費用を超える部分で、荷主又はその他の者から回収不能となった額。ただし、共同海損費用の一部となる場合を除く。</p> <p>2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。</p> <p>(1) 1924年8月25日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約 (ハーグ・ルール)、1968年2月23日にブラッ</p>	<p><b>第29条 (積荷に関する責任及び費用)</b></p> <p>1 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p> <p>2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。</p> <p>(1) 変更なし</p>

セルで署名されたヘーグ・ルールを改正する議定書（ヘーグ・ヴィスビー・ルール）、又はこれらと同等の法令及び条約において規定されている運送条件よりも運送人に不利な条件にて積荷の運送を行うことにより加重される責任及び費用。なお、日本国内のみを航海する船舶については、日本国の法令において規定されている運送条件よりも運送人に不利な条件にて積荷の運送を行うことにより加重される責任及び費用とする。ただし、加重される責任及び費用につきあらかじめ組合の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 離路（運送契約からの逸脱を含む。）による責任及び費用。ただし、組合員が離路を知った後、ただちに組合に通知しその承認を得た場合、若しくは組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合は、この限りでない。

(3) 積荷の1包又は1単位当たり米貨2,500ドル（又は他通貨の場合はその同等額）を超える額が申告又は記載された従価船荷証券、類似の権利証券、貨物運送状（ウェイビル）又はその他運送契約による運送で、この申告又は記載の結果、運送人の責任を制限する権利が損なわれ、またその申告又は記載がない状態よりも責任が加重されたことにより、積荷の1包又は1単位当たり上記金額を超える組合員の責任。ただし、これを超える責任のてん補につき、組合と特約を締結した場合は、この限りでない。

(4) 次に掲げる責任及び費用。ただし、組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合は、この限りでない。

イ 加入船舶の船積地への到達不能若しくは遅延又は積荷の全部若しくは一部の船積不能によるもの

ロ 運送契約に定められた港又は地以外での積荷の荷揚げによるもの

ハ

i) 船荷証券又は類似の権利証券（以下「船荷証券類」という。）により運送された積荷の引取人によるこれら船荷証券類の提出を受けない積荷の引渡しによるもの。ただし、積荷が非流通船荷証券、貨物運送状（ウェイビル）又は類似の書類（以下「非流通証券類」という。）に基づき加入船舶によって運送され、それらの非流通証券類の規定に従って適切に引き渡されたにもかかわらず、加入船舶及びこれに接続する他の輸送手段による運送を提供した組合員以外の者が発行した船荷証券類により組合員が責任を負った場合を除く。

(2) 変更なし

(3) 変更なし

(4) 次に掲げる責任及び費用。ただし、組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合は、この限りでない。

イ 変更なし

ロ 変更なし

ハ

i) 船荷証券又は類似の権利証券（電子船荷証券を含む、以下「船荷証券類」という。）により運送された積荷の引取人によるこれら船荷証券類の提出（電子船荷証券の場合には提出に相当する行為）を受けない積荷の引渡しによるもの。ただし、積荷が非流通船荷証券、貨物運送状（ウェイビル）又は類似の書類（以下「非流通証券類」という。）に基づき加入船舶によって運送され、それらの非流通証券類の規定に従って適切に引き渡されたにもかかわらず、加入船舶及びこれに接続する他の輸送手段による運送を提供した組合員以外の者が発行した船荷証券類により組合員が責任を負った場合を除く。

<p>ii) 非流通証券類により運送された積荷の引渡しにおいて、これらの証券類の提出又は証券類に指定されている荷受人への引渡しは運送契約の明文規定又は当該証券類又は運送契約に適用される法令に定められているにもかかわらず、(a) 積荷の引取人によるこれらの証券類の提出を受けない引渡しによるもの、又は(b)これらの証券類に指定されている荷受人と異なる者への引渡しによるもの。</p> <p>ただし、上記(i) (ii)のいずれにおいても、運送人に適用されるその他の法令の規定により、運送人がこれらの証券類の提出を受けずに、又は、指定された荷受人と異なる者へ引き渡した場合、あるいは積荷の保管又は管理が不可能となった場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 日付を繰上げ若しくは繰下げた船荷証券、貨物運送状（ウェイビル）又は運送契約を裏付けるその他の書類を発行したことによるもの</p> <p>ホ 船荷証券、貨物運送状（ウェイビル）又は運送契約を裏付けるその他の書類に、事実と異なることを知りながら、積荷の種類、数量、状態又はその船積港若しくは荷揚港を記載して発行したことによるもの</p> <p>(5) 組合の承認を受けていない電子商取引システムの使用から生じる責任又は費用で、紙面取引システムであれば生じないもの。なお、本号においては次のとおりとする。</p> <p>イ 電子商取引システムには、物品の売買又はその海上運送若しくは海上その他の混合運送のために使用される次の書類証券に代わる、若しくは代わる目的を有するあらゆるシステムを含む。</p> <p>i) 権利証券、</p> <p>ii) その所持人が当該書類証券に記載された貨物の引渡し又は占有の移転を請求する権利を付与する書類証券、又は</p> <p>iii) 契約当事者の一方が有する権利及び義務を第三者に譲渡することが可能な運送契約の証拠である書類証券</p> <p>ロ 書類とは何らかの特徴、種類、銘柄が記録されているものを意味し、コンピュータに記録された又はその他電子的に作成された情報を含むが、それに限らない。</p>	<p><u>また、組合の承認を受けた電子商取引システムに従って貨物が適切に引き渡されたにもかかわらず、組合員が負った責任を除く。</u></p> <p>ii) 変更なし</p> <p>ニ 変更なし</p> <p>ホ 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p>
---	--

**第35条（一般除外規定）**

- 1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。
- (1) 組合員（代理人を含む。）の故意による損害及び費用
- (2) 組合員（その使用人、代理人を含む。）の寄与過失の有無にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害及び費用。ただし、組合と別段の合意をした場合は、この限りでない。また、本号イのテロリズム行為に該当するか否かに関し争いが生じた場合には、理事会の決定を最終のものとする。

イ 戦争、内乱、革命、暴動、反乱、政治又は社会騒ぎその他類似の事変、交戦国による又は交戦国に対する敵対行為及びテロリズム行為

ロ だ捕、捕獲、強留、抑止又は抑留（海賊行為及び船員の悪行は除く。）及びこれらの結果又はこれらを目的とした行為

ハ 機雷、水雷、爆弾、ロケット、砲弾その他類似の戦争兵器の使用。ただし、本保険契約規定のもとでてん補対象となる組合員の責任及び費用を回避又は軽減する目的で、政府の命令により又は当組合の同意のもとで使用する場合、並びにこれらの輸送に関する場合はこの限りではない。

なお、化学兵器、生物兵器、生化学兵器若しくは電磁兵器の使用又は危害を加える手段としてのコンピュータ、コンピュータに関するソフトウェア・プログラム・不正コード・ウイルスの使用が、直接又は間接を問わず起因し又は寄与したことにより組合員の損害及び費用が生じたときは本号の規定は適用しない。ただし、本号の適用がなくなることによりてん補される組合員の損害及び費用、てん補される金額の総額、てん補対象となる地域等の諸条件については、組合が別に定めるところによる。また、組合は、保険年度の開始前、開始時、又は期間中のいかなる時点においても、組合員に対する24時間前の通知をもって、てん補を縮小、終了又は復活することができる。上記にかかわらず、次の事由により生じたものは除く。

- i) 爆発物やその起爆や装着によるもの
- ii) 加入船舶及び加入船舶の積荷が危害を加える手段として使用されたことによるもの。ただし、加入船舶の積荷が本号で定める生化学兵器等であった場合は除く。
- iii) 兵器やミサイルの発射・誘導・点火装置として本号で定めるコンピュータ、その他電子システム等が使用されたことによるもの

- (3) 組合員（その使用人、代理人を含む。）の寄与過失の有無にかかわらず、次に掲げる事由が、直接又は間接を問わず起因し、又は寄与したことによって生じた損害及び費用。ただし、積荷として、連合王国の1965年の原子力施設法及び

**第35条（一般除外規定）**

- 1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。
- (1) 変更なし
- (2) 変更なし

- (3) 変更なし

同法に基づく規則に定める「適用外物質」を運送する場合は、この限りでない。

イ いかなる核燃料、核廃棄物又は核燃料の燃焼（核分裂）から生じる電離放射線又はそれら放射性物質による汚染

ロ いかなる原子力施設、原子炉、その他の原子力機器又はそれらの構成部品の放射性、有害性、爆発性、又はその他の危険な若しくは汚染を生じさせる特性

ハ 原子若しくは原子核の分裂、融合又はこれらと同種の反応又は放射能若しくは放射性物質を使用したいかなる兵器又は機器

ニ その他のいかなる放射性物質の放射性、有害性、爆発性、又はその他の危険な若しくは汚染を生じさせる特性

(4) 加入船舶による禁制品の輸送、封鎖侵破又は不法貿易により生じた損害及び費用

(5) 組合があらゆる状況から判断して不穏当で、著しく危険があり、かつ、慎重さを欠くとみなした航海により生じた損害及び費用

(6) 加入船舶又は組合員による救助作業（船骸撤去作業を含む）によって生じた損害及び費用。ただし、人命救助を行う場合並びに救助船の救助作業中の責任に関する特約及び救助者の油濁責任に関する特約を締結した場合を除く。

(7) 次に掲げる損害及び費用。

イ 油又はガスの探査又は生産に関して、掘削作業を行うことを目的として建造又は改造された加入船舶による損害及び費用。

ロ 油又はガスの探査又は生産に関して、掘削又は生産作業を行っている加入船舶（当該作業に不可欠な部分として係留又は設置された宿泊施設を含む）により生じた損害及び費用で、当該作業から生じた又は当該作業中に生じたものに限る。

なお、上記ロにおいて、加入船舶が油の貯蔵に従事する貯蔵タンカー又はその他の船舶（以下、本号において「貯蔵船」と総称する。）で、以下のいずれかに該当する場合、当該船舶は生産作業を行っているものと見なされる。

- i) 油が直接油井から貯蔵船に移送される場合
- ii) 貯蔵船が油とガスの分離設備を有しており、ガスが貯蔵船上で油から分離されている場合（自然放出を除く）

油又はガスの生産に関する生産作業を実施するために使用される加入船舶については、以下のいずれかに該当する場合に本号の除外規定を適用する。

a) 加入船舶が直接的又は間接的に油井に接続したときから、陸又は他の産出現場

(4) 変更なし

(5) 変更なし

(6) 変更なし

(7) 次に掲げる損害及び費用。

イ 油又はガスの探査又は生産に関して、掘削作業を行うことを目的として建造又は改造された加入船舶による損害及び費用。

ロ 油又はガスの探査又は生産に関して、掘削又は生産作業を行っている加入船舶（当該作業に不可欠な部分として係留又は設置された宿泊施設を含む）により生じた損害及び費用で、当該作業から生じた又は当該作業中に生じたものに限る。

なお、上記ロにおいて、加入船舶が油の貯蔵に従事する貯蔵タンカー又はその他の船舶（以下、本号において「貯蔵船」と総称する。）で、以下のいずれかに該当する場合、当該船舶は生産作業を行っているものと見なされる。

- i) 油が直接油井から貯蔵船に移送される場合
- ii) 貯蔵船が油とガスの分離設備を有しており、ガスが貯蔵船上で油から分離されている場合（自然放出を除く）

油又はガスの生産に関する生産作業を実施するために使用される加入船舶については、加入船舶が契約に基づき直接的又は間接的に油井に接続したときから最終的に契約に基づき油井から分離するまで本号の除外規定を適用する。

<p><u>への航行のために現場を離れるための 予定された手順の一環として油井から 分離するまで</u></p> <p><u>b) 加入船舶が意図的に又は意図せずに緊 急対応として油井から分離している場 合</u></p> <p><u>c) 加入船舶が油井に接続されているが、緊 急対応としてか否かを問わず生産が中 断している場合</u></p> <p>ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意 がなされている場合はこの限りではない。</p> <p>(8) 浚渫、爆破、杭打、掘削、ケーブル・パイプ 敷設、建設、設置・管理作業、採掘調査、土砂 廃棄、専門業者としての汚濁処理あるいは汚濁 対応訓練及び加入船舶以外でのタンククリー ニング等の特殊作業（消火作業は除く。）によ って生じた損害及び費用。ただし、あらかじめ組 合との間で特別な合意がなされている場合並び に次に掲げる事由によって生じた損害及び費用 はこの限りでない。</p> <p>イ 加入船舶上の人の死傷 ロ 加入船舶の船骸撤去 ハ 加入船舶からの油濁（おそれを含む。）</p> <p>(9) 廃棄物の焼却又は処理その他の特殊作業によ って生じた損害及び費用</p> <p>(10) 組合員が潜水艇（小型水中船・ダイビングベ ル、その他類似の装置及び舟艇を含む。）を用 いて潜水作業に携わることにより発生した損害 及び費用。ただし、あらかじめ組合との間で特 別な合意がなされている場合はこの限りではな い。</p> <p>(11) 専門潜水士・職業潜水士の作業から生じる損 害及び費用。ただし、あらかじめ組合との間で 特別な合意がなされている場合及び次のいづれ かに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>i) 当該潜水士が加入船舶（あるいは加入船 舶から操作されるダイビングベル、その 他類似の装置及び舟艇）の船員の一部を 構成し、組合員が当該潜水士の活動に責 任を負う場合であって、当該損害及び費 用が当該加入船舶により行われた救助作 業から生じた場合（ただし、救助船の救 助作業中の責任に関する特約又は救助者 の油濁責任に関する特約を締結した場合 に限る）</p> <p>ii) 潜水作業が加入船舶の検査、修繕若しく は保守に付随する場合、又は加入船舶に より引き起こされた損害に関連して当該 作業が行われる場合</p> <p>iii) 当該活動が娯楽目的である場合</p> <p>(12) 半潜水式の重量物運搬船又は専ら重量物運 搬用に設計された加入船舶により輸送された積 荷の損害及び撤去費用。ただし、当該積荷が、</p>	<p><u>以下、削除</u></p> <p>ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意 がなされている場合はこの限りではない。</p> <p>(8) 変更なし</p> <p>(9) 変更なし</p> <p>(10) 変更なし</p> <p>(11) 変更なし</p> <p>(12) 変更なし</p>
---	--

「ヘヴィコン」条件又は組合が予め認めた条件で輸送される場合はこの限りではない。

2 組合は、本条第1項第2号及び第3号に規定する戦争危険及び原子力危険に関する損害及び費用の除外規定にかかわらず、組合員のために発行又は提供した次の保障契約（ブルーカード）又は保証等に基づき生じる責任又は費用を組合員を代理して支払う。

- (1) 米国公法第89-777号第2条(Section 2 of US Public Law 89-777)に従って組合が連邦海事委員会（FMC）に対して提供した保証
- (2) 1969年又は1992年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（CLC条約）」第7条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）
- (3) 小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）に従って組合が1992年国際油濁補償基金に対して提供した保証
- (4) 2001年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（バンカー条約）」の第7条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）
- (5) 「1974年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び2002年改定議定書の第4条の2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付欧州議会並びに欧州理事会規則第392/2009号」のいずれかに従い組合が発行した戦争危険を除く保障契約（非戦争危険ブルーカード）
- (6) 2007年の「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（船骸撤去条約）」第12条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）

ただし、以下を条件とする。

- i) 組合員は、上記の保障契約（ブルーカード）又は保証等に基づく責任又は費用の支払のうち、組合員が標準的なP&I戦争危険カバーを付保していれば当該保険カバーにより回収可能であったものは、その額を限度として組合に弁済する。
- ii) 組合員は次のとおり合意する。
  - (a) 組合による上記の保障契約（ブルーカード）又は保証等に基づく責任又は費用の支払は、貸金形式により行われる。ただし、組合員が他の保険契約又は組合との別途の合意に基づき提供される追加保険カバーによって回収可能な額をその対象とする。
  - (b) 組合員は、組合が実行可能と判断する範囲及び条件で、他の保険契約の下で有する権利及び第三者に対する権利を全て組合に譲渡する。

2 組合は、本条第1項第2号及び第3号に規定する戦争危険及び原子力危険に関する損害及び費用の除外規定にかかわらず、組合員のために発行又は提供した次の保障契約（ブルーカード）又は保証等に基づき生じる責任又は費用を組合員を代理して支払う。

- (1) 変更なし
- (2) 変更なし
- (3) 変更なし
- (4) 変更なし
- (5) 変更なし
- (6) 変更なし

(7) 2006年の海上の労働に関する条約(MLC条約)第2.5規則 A2.5基準及び第4.2規則 A4.2基準1(b)に従って組合が提供した保証

以下、変更なし

<p>3 組合は、次に掲げるものについては、てん補しない。</p> <p>(1) 組合との保険契約により担保される危険と同一の危険の全部又は一部を担保する他の保険契約があり、組合が重複保険とみなした部分</p> <p>(2) ロンドン保険業者協会制定の期間建標準船舶保険約款（衝突損害賠償金てん補条項付）又はこれらと同等以上のてん補範囲を有すると組合が認める保険約款に基づく船舶保険契約が締結されていないことにより、又は締結されているが当該船舶保険契約の保険価額が適正でないことにより船舶保険から回収できない部分</p>	<p>3 変更なし</p>
--	---------------

## 特別条項新旧対照表

(変更された条文のみ記載)

現行	改定案
<p><b>用船者（共同契約者）責任特別条項</b></p> <p>保険契約規定第37条第4項に定める用船者のうち、同第15条に基づき船舶所有者及び賃借人の保険契約（以下「当該契約」という。）に共同契約者として加わる用船者の責任に対するてん補は、一船一事故当り、米貨3億5千万ドルを限度とする。</p>	<p><b>用船者（共同契約者）責任特別条項</b></p> <p>保険契約規定第37条第4項に定める用船者のうち、同第15条に基づき船舶所有者及び賃借人の保険契約（<u>削除</u>）に共同契約者として加わる用船者の責任に対するてん補は、一船一事故当り、米貨3億5千万ドルを限度とする。</p>
<p><b>出資者等特別条項</b></p> <p>第1条（保険契約の締結）</p> <p>組合は次の各号の条件を満たす場合に限り、船舶の運航に伴って生じる、第2条に定める出資者等の費用及び責任に関する損害保険を、本特別条項に基づき以下の条件により引き受けることが出来る。</p> <p>(1) 当該船舶に関する組合員との間の有効な保険契約に付随し、出資者等を組合員に準じて共同契約者として引き受けること</p> <p>(2) 当該船舶に関して保険契約を締結する組合員が同意し、組合員が出資者等の代理人として出資者等が署名・捺印した組合所定の書類を添付して契約申込み手続きを代行すること</p> <p>(3) 監督官庁が承認していること</p> <p>第2条（定義）</p> <p>本特別条項において、「出資者等」とは保険契約規定第1条第1項に規定する加入船舶（その運航に伴って生じる費用及び責任を目的とする保険契約が組合と組合員との間に成立しているものに限る。）に関し、船主相互保険組合法施行規則第1条の2第3項に定める次のイからニの行為をしている者（組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。）をいう。</p> <p>イ 出資</p> <p>ロ 融資</p> <p>ハ 担保の設定</p> <p>ニ 当該船舶に所有、賃借又はイ若しくはロに掲げる行為をしている法人の債務につき無限の責任を負っていること</p> <p>第3条（てん補の範囲）</p> <p>組合は、保険金額の定めのない保険契約及び用船者責任保険特約に関して、加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用で、出資者等がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、保険契約規定第2章以下の規定に従い「組合員」を「出資者等」に読み替えたうえでてん補する。ただし、本特別条項によるてん補の範囲は、出資者等と共同で契約している組合員の危険と責任で通常行われる運航及び行為により生じる危険、責任及び費用の範囲に限定され、また、保険契約規定及び保険契約承諾証上の特別の条件によって規定される範囲に限定されるものとする。</p>	<p><b>出資者等特別条項</b></p> <p>第1条 変更なし</p> <p>第2条 変更なし</p> <p>第3条 変更なし</p>

<p>第4条 (保険契約の終了)</p> <p>1 理由の如何を問わず、当該船舶に関する組員との間の保険契約が終了したときは、本特別条項に基づく保険契約は同時に終了する。</p> <p>2 出資者等が第2条に定める出資者等に該当しなくなった場合には、当該組員及び出資者等はその事実を速やかに組合に通知しなければならない。本特別条項に基づく保険契約はその事実が発生した時に終了する。ただし、本特別条項に基づく保険契約の終了は、当該船舶に関する組員との保険契約に影響を与えるものではない。</p> <p>第5条 (保険契約規定との関係)</p> <p>この特別条項に規定のない事項については、保険契約規定の規定を出資者等に準用する。この場合において、保険契約規定中「組員」とあるのは文脈上明らかに不適当な場合を除くほかは「出資者等」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条 (保険契約の終了)</p> <p>1 変更なし</p> <p>2 出資者等が第2条に定める出資者等に該当しなくなった場合には、当該組員及び出資者等はその事実を速やかに組合に書面により通知しなければならない。本特別条項に基づく保険契約はその事実が発生した時に終了する。ただし、本特別条項に基づく保険契約の終了は、当該船舶に関する組員との保険契約に影響を与えるものではない。</p> <p>第5条 変更なし</p>
<p><b>制裁対象航海特別条項</b></p> <p>第1条 組合が手配する再保険契約(国際P&amp;Iグループのプール協定、同グループが手配する再保険契約、その他組合が独自に手配する再保険契約を含む)の再保険者に対して、各国の法令、施行令等に基づき、監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより、組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海から発生した事故に関する全ての損害及び費用は、組員が下記の条項に従うことを条件に保険契約規定の条項に基づきてん補される。</p> <p>(1) 監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより当組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海については、当該航海の詳細(航海の予定、積荷の性状又は詳細、船積地及び荷揚地の港又は場所の名称、当該貨物のエンドユーザー名等)について、当該航海の予定が判明次第遅滞なく組合に申告すること。及び、</p> <p>(2) 組員は、次に掲げる事項を約する確約書を組合に提出すること。</p> <p>イ 当該航海に対して、(組員がその管轄権に服さない場合であっても)米国及び欧州連合を含む監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されるおそれがあることを認識し、これら制裁、禁止、制限等の措置の結果、てん補の制限を受ける可能性があることを了承する。</p> <p>ロ 当該航海を行うことにより、保険契約規定第11条3項(3)号、同第36条(9)号等の規定に基づき組合による保険契約の解約又は解除、もしくはてん補の制限を受ける可能性があることを十分に理解した上で当該航海を実施する。</p>	<p><b>制裁対象航海特別条項</b></p> <p>第1条 変更なし</p> <p>(1) 監督官庁その他の政府又は公の期間による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより当組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海については、当該航海の詳細(航海の予定、積荷の性状又は詳細、船積地及び荷揚地の港又は場所の名称、当該貨物のエンドユーザー名等)について、当該航海の予定が判明次第遅滞なく書面により組合に申告すること。及び、</p> <p>(2) 変更なし</p>

<p>ハ 当該航海に伴って生じる責任又は費用のうち、保険契約規定に従い組合のてん補対象とならない金額については、組合員が責任を持って自己の負担により支払い、又は負担する。また、これらの金額については組合による保証の提供がなされないことを十分に理解する。</p> <p>ニ 組合が発行又は提供した保障契約(ブルーカード)又はその他何らかの保証等に基づいて、組合が組合員の保証人として又は組合員のために支払った金額のうち、保険契約規定に従い組合によるてん補の対象とならない金額については、組合からの要求があり次第直ちに組合に支払うこと。</p> <p>(3) 組合員は、組合の求めに応じて、確約者と連帯して確約書に規定する事項につき履行の責任を負担する連帯確約者を設定する。連帯確約者の是認については組合の裁量によるものとし、予め組合の承認を得ることとする。</p>	<p>(3) 変更なし</p>
<p>第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる保障契約(ブルーカード)を取り下げることができる。</p> <p>(1) 1969年又は1992年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(CLC条約)」第7条に従って組合が発行した保障契約(ブルーカード)</p> <p>(2) 2001年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(バンカー条約)」第7条に従って組合が発行した保障契約(ブルーカード)</p> <p>(3) 「1974年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び2002年改定議定書の第4条の2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付欧州議会並びに欧州理事会規則第392/2009号」のいずれかに従って組合が発行した戦争危険を除く保障契約(非戦争危険ブルーカード)</p> <p>(4) 2007年の「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約(船骸撤去条約)」第12条に従って組合が発行した保障契約(ブルーカード)</p>	<p>第2条 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p>

<p><b>2006 年小型タンカー油濁補償協定特別条項</b></p> <p>2006 年小型タンカー油濁補償協定(以下「2006年STOPIA 協定」という。)の対象となる船舶に関する保険契約を締結している組合員は、あらかじめ組合の承認を得た場合を除き、当該船舶が組合に加入している間、2006 年STOPIA 協定の当事者になるものとする。</p> <p>また、組合は、当該船舶が組合に加入している間といえども、組合員が2006 年STOPIA 協定の当事者に該当しない期間中に生じた保険契約規定第25 条に規定する責任及び費用については、組合員があらかじめ組合の承認を得た場合、または組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合を除き、これをてん補しない。</p>	<p><b>2006 年小型タンカー油濁補償協定 (2017 年改正) 特別条項</b></p> <p>2006 年小型タンカー油濁補償協定 (2017 年改正) (以下「2006 年STOPIA 協定 (2017 年改正)」という。)の対象となる船舶に関する保険契約を締結している組合員は、あらかじめ組合の承認を得た場合を除き、当該船舶が組合に加入している間、2006 年STOPIA 協定 (2017 年改正) の当事者になるものとする。</p> <p>また、組合は、当該船舶が組合に加入している間といえども、組合員が2006 年STOPIA 協定 (2017 年改正) の当事者に該当しない期間中に生じた保険契約規定第25 条に規定する責任及び費用については、組合員があらかじめ組合の承認を得た場合、または組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合を除き、これをてん補しない。</p>
<p><b>タンカー油濁補償協定特別条項</b></p> <p>タンカー油濁補償協定(以下「TOPIA 協定」という。)の対象となる船舶に関する保険契約を締結している組合員は、あらかじめ組合の承認を得た場合を除き、当該船舶が組合に加入している間、TOPIA 協定の当事者になるものとする。</p> <p>また、組合は、当該船舶が組合に加入している間といえども、組合員がTOPIA 協定の当事者に該当しない期間中に生じた保険契約規定第25条に規定する責任及び費用については、組合員があらかじめ組合の承認を得た場合、または組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合を除き、これをてん補しない。</p>	<p><b>2006年タンカー油濁補償協定 (2017年改正) 特別条項</b></p> <p>2006年タンカー油濁補償協定 (2017年改正) (以下「2006 年TOPIA 協定 (2017年改正)」という。)の対象となる船舶に関する保険契約を締結している組合員は、あらかじめ組合の承認を得た場合を除き、当該船舶が組合に加入している間、2006年TOPIA 協定 (2017年改正) の当事者になるものとする。</p> <p>また、組合は、当該船舶が組合に加入している間といえども、組合員が2006年TOPIA 協定 (2017年改正) の当事者に該当しない期間中に生じた保険契約規定第25 条に規定する責任及び費用については、組合員があらかじめ組合の承認を得た場合、または組合があらゆる状況により判断して特にてん補することが相当であると認めた場合を除き、これをてん補しない。</p>
<p><b>P&amp;I 戦争危険特別条項</b></p> <p>第 1 条 組合は、保険金額の定めのない保険契約及び用船者責任保険特約に関して、加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用で、保険契約規定第35 条第1項第2 号により除外された損害及び費用について、組合員がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従いてん補する。ただし、タンカー油濁補償協定(TOPIA)に基づき組合員が負担する責任は除く。</p> <p>第 2 条 本特別条項によるてん補は、保険契約規定第35 条第3 項第2 号に規定された加入船舶の適正な保険価額(当該船舶の適正な保険価額が米貨1 億ドルを超える場合は、米貨1 億ドルとみなす。)、又は加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額のいずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象とする。ただし、本超過規定は、用船者責任保険特約による場合は適用されない。又、組合は、その裁量により、判断理由を開示することなく、前記の超過額部分の損害の一部又は全部の支払いを認めることができる。</p>	<p><b>P&amp;I 戦争危険特別条項</b></p> <p>第 1 条 組合は、保険金額の定めのない保険契約及び用船者責任保険特約に関して、加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用で、保険契約規定第35 条第1項第2 号により除外された損害及び費用について、組合員がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従いてん補する。ただし、2006年タンカー油濁補償協定 (2017年改正) に基づき組合員が負担する責任は除く。</p> <p>第 2 条 変更なし</p>

<p>第 3 条 1 本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨5 億ドル、又は加入船舶の保険契約承諾証に記載する保険金額のいずれか低い金額を限度とする。</p> <p>2 加入船舶に関して、本船の契約者である組合員又はそれ以外の者により、本特別条項又は国際P&amp;Iグループのプール協定及び共同再保険契約に参加している他の同種組合の本特別条項と同等な保険を別途付保している場合、これらによるてん補の総額は、一船一事故あたり米貨5億ドルを限度とする。これらてん補責任の総額が米貨5 億ドルを超過した場合、当該保険契約での当組合のてん補責任は、当該保険契約で当組合から回収可能な最高金額が、かかる事故で当組合及び他の同種組合から回収可能な損害の総額に占める割合により米貨5 億ドルを按分したものに制限される。ただし、加入船舶の保険契約承諾証に記載する保険金額を上回らないものとする。</p>	<p>第 3 条 変更なし</p>
<p>第 4 条 組合は、保険年度の開始前、開始時、又は期間中の如何なる時点においても、その裁量により、組合員に対する7 日前の通知を以って、本特別条項によるてん補対象から除外すべき港・場所・国・地域・水域を設定すること、並びに本特別条項によるてん補を終了することができる(組合が通知を発した日の24 時(グリニッジ標準時)から7 日が経過した時点でその効力が生じる)。組合は、その裁量により、終了通知の発行後いつでも、組合が決定する条件とてん補限度により、本特別条項によるてん補を復活することができる。</p>	<p>第 4 条 変更なし</p>
<p>第 5 条 前条に規定する通知の有無にかかわらず、本特別条項によるてん補は次の各号により自動的に終了し、それらから発生した損害、責任、及び費用はてん補しない。</p> <p>(1) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦、中華人民共和国のうちいずれかの国の間で戦争が勃発(宣戦布告の有無を問わない)した場合</p> <p>(2) 加入船舶が徴用された場合</p>	<p>第 5 条 変更なし</p>
<p>第 6 条 本特別条項では、如何なる場合でも、次の各号が直接又は間接を問わず起因し、又は寄与したことにより生じた損害、責任、又は費用をてん補しない。</p> <p>(1) 化学兵器・生物兵器・生化学兵器・電磁兵器によるもの</p> <p>(2) 危害を加える手段としてのコンピュータ・ウイルスの使用、操作によるもの</p>	<p>第 6 条 変更なし</p>